

議案第10号

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止について

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止について、別紙のとおり議決を求めます。

令和3年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成11年鳥取県教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止について

1 制度の概要・現状

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（以下「規則」という。）は、平成12年度に「公益信託とりぎん青い鳥基金」制度が創設されることに伴い制定された教育委員会規則である（平成11年11月12日公布・施行）。「公益信託とりぎん青い鳥基金」は、社会教育活動を行う青少年団体への助成金の支給及び地域伝統文化、芸術文化等に寄与する文化活動を行う団体に助成金を支給することによって鳥取県の発展に寄与することを目的とし、1団体50万円以内（年間総額300万円）の助成金を支給していたが、令和2年8月31日をもって信託財産が消滅したことにより、公益信託終了届出書が提出されたところである。

2 廃止の趣旨

鳥取県教育委員会が引受けの許可及び監督を行っていた公益信託は「公益信託とりぎん青い鳥基金」のみであり、規則制定後、20年以上経過しているにもかかわらず、規則が適用される公益信託制度創設の動きはなく、さらに低金利政策が継続している状況下において、今後新規の公益信託の引受けの許可の申請が出てくることは想定できないものと判断されることから、この度の「公益信託とりぎん青い鳥基金」の終了により、当規則を廃止するものである。

3 助成実績

(1) 助成件数：226件（平成12年度から令和2年度まで）

(2) 助成総額：59,089千円

「公益信託とりぎん青い鳥基金」は、鳥取銀行が三菱UFJ信託銀行に信託財産を委託し、そこから生ずる運用利益及び信託財産の取崩しをもって、以下の事業を行っていた。

- ① 体育、芸術、文化等の分野における社会教育活動を行う鳥取県内の青少年団体の活動に対する助成金の支給
- ② 地域伝統文化、芸術文化等の振興に寄与する活動を行う鳥取県内の団体に対する助成金の支給
- ③ その他目的を達成するために必要な事業